

杉並区告示第237号

下記の者に係る住民基本台帳法第22条に基づく平成14年4月24日付
転入届は、本人の申出により錯誤の届出であることが判明した。

よって、この届出と交付された住民票の写しを無効とする。

令和8年6月17日

杉並区長 岸本 聡子

記

- 1 事件本人 別紙のとおり
- 2 無効とする転入届 別紙のとおり
- 3 無効とする住民票の写し 別紙のとおり

以上

1 事件本人

氏 名 田中 光成

生年月日 昭和42年3月11日

性 別 男

2 無効とする転入届

住 所 東京都杉並区松庵2丁目13番8号

シャトレ松庵 102

前住所 東京都国立市東4丁目6番地の28

転入届出日 平成14年4月24日

転入年月日 平成14年4月14日

3 無効とする住民票の写し

発行日が令和7年1月7日のもの 1通